

今週の専門用語

消費税引上げ時の経過措置

改正消費税法は、原則として平成26年4月1日から施行され、消費税率が8%となる（平成27年10月1日以後は10%）。ただし、消費税創設時や消費税率5%への引上げ時と同様の経過措置が設けられている。改正消費税法の附則では、①旅客運賃等の税率等に関する経過措置、②電気料金等に関する経過措置、③工事の請負等に関する経過措置、④資産の貸付けに関する経過措置、⑤役務の提供に関する経過措置などが盛り込まれている。一定の要件を満たせば改正前の消費税率が適用できる。

更正請求書虚偽記載提出の罰則

平成23年12月改正で更正の請求期間が延長され、当局における処理件数増加が見込まれるなかで、更正の請求手続を利用した悪質な不正還付請求を未然に防止する観点から設けられた処罰規定（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）。これまで虚偽の更正の請求を行って実際に不正に税額の還付を受けたような場合は、脱税犯として処罰の対象とされていたが、故意に偽りの記載をした「更正請求書」を提出する行為は、処罰の対象外となっていた。

JOBS法

米国で今年4月から施行された新興成長企業起業促進法（Jumpstart Our Business Startups Act）の略称。年間総売上10億ドル未満の新興成長企業が資本市場に参入しやすくよう、内部統制監査報告書の提出免除、発行開示義務の緩和（提供を求める財務諸表を「直近5年間分⇒直近2年間分」に）、継続開示義務の緩和（事業年度末時点で株主が2,000人（従来は500人）に至るまで継続開示義務の対象外）、年間総額5千万ドル未満の募集の登録免除などが実施されている。

From 編集室

◆税務調査手続の法定化により税務調査に対する関心が高まっている。調査官の手の内が見えない納税者にとって、税務調査に対する不安は尽きないだろう。◆この税務調査について、最近、興味深い話を耳にした。内容は、入院中であつた被相続人が意思表示をできない状態のなか、相続人が相続財産軽減のために被相続人を契約者とする年金保険契約を締結したというもの。◆1回目の税務調査では見逃されたが、調査官が替わった2回目の税務調査で発覚。調査官は、病院から取り寄せたカルテをもとに、被相続人が意思表示をできない状態であつたことを突き止め、保険契約の有効性を否認している。（SAK）

週刊T&Amaster 第474号

2012年11月12日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp